

第1章 水産加工品の原材料表示のポイント

①「原材料名」表示

- 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項

「魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示していない場合に限る。）」に該当する原材料

→「魚又は魚肉」と表示することができます。

※魚肉練り製品に複数の魚類の魚肉を使用した場合であって、原材料名欄に全ての魚類の名称を表示することが困難な場合、「魚又は魚肉」と表示できますが、特定の種類の魚類の名称だけを抜き出して表示することはできません。（p.18 参照）

- 個別ルール（食品表示基準別表第4）

原材料名表示に個別ルールのある水産加工品には以下のような品目があります。

個別のルールに従い、適切に原材料名表示を行いましょう。

- ・煮干魚類 ・魚肉ハム及び魚肉ソーセージ ・削りぶし ・うに加工品 ・うにあえもの
- ・うなぎ加工品（輸入品以外のものに限る。） ・乾燥わかめ ・塩蔵わかめ

②「原料原産地名」表示（「原料原産地マニュアル」参照）

平成29年9月1日より国内で製造されるすべての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料の原産地を国名で表示することが義務付けられています。表示すべき原産地が複数ある場合には**国別重量順表示になります**。それが困難な場合には、条件に従い、「又は表示」や「大括り表示」が可能です。（関連情報については、p.14～16 及び p.67～68 参照）

なお、食品表示基準別表第15の1～6に掲げるものについては、「又は表示」や「大括り表示」は認められません。また、表示のルールも異なりますので、該当品については、必ず表示方法を確認しましょう。

別表第15の1（22食品群から水産加工品に係るものを抜粋）

- (15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- (16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- (17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (18) こんぶ巻
- (19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (20) 表面をあぶった魚介類
- (21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

別表第15の2～6（個別のルールが定められた品目のうち水産加工品に係るものを抜粋）

- 4 うなぎ加工品
- 5 かつお削りぶし
- 6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）

③「特色のある原材料」の表示（食品表示基準 Q&A 加工－198～212 参照）

「〇〇使用」、「〇〇入り」のように、一括表示以外の商品名や説明書き等に特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたものであり、同種の原材料に占める割合が 100%使用でない場合に消費者に優良誤認を与えると考えられるものが該当します。「特色のある原材料」に該当するものの例を示します。

- ・ **特定のお産地のもので：三陸産わかめ使用、北海道産昆布使用**
- ・ 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
- ・ 非遺伝子組換えのもの等
- ・ 特定のお製造地のもので
- ・ 特別な栽培方法により生産された農産物
- ・ **品種名等：本まぐろ入り、タラバガニ入り**
- ・ **銘柄名、ブランド名、商品名：越前がに入り**

<表示方法>

特色のある原材料等に関する事項を表示する場合、次のいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示します。ただし、その割合が 100%である場合には、割合の表示を省略することができます。（「食品表示基準」第 7 条の表中「特色のある原材料等に関する事項」の項を参照）

- 1 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合
- 2 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。）

④食品表示基準以外のルール

●公正競争規約

表示に関する公正競争規約が定められているもののうち、水産加工品は以下の品目です。該当する製品の表示を作成する際は、公正競争規約を合わせて確認するようにしましょう。

- ・ 削りぶし
- ・ 辛子めんたいご食品

●魚介類の名称のガイドライン（食品表示基準 Q&A 別添）

加工食品の表示ルールについて、一部抜粋して示します。

なお、最新情報の確認手順については、p3 を参照してください。

- ・ 水産加工品の原材料名については、魚介類の名称のルールを基本としつつ、品目特性に応じたその内容を最も的確に表し一般に理解される名称を表示してください。
- ・ 水産物加工食品のブランド名（商品名）は、食品表示法に基づく水産物加工食品の「名称」や「原材料名」ではないことから、これらの名称や原材料名としては使用できません。